

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公表番号】特表2001-526577(P2001-526577A)

【公表日】平成13年12月18日(2001.12.18)

【年通号数】公開・登録公報9999-99

【出願番号】特願平11-500123

【国際特許分類】

A 6 1 M 15/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 15/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月10日(2007.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成19年9月10日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成11年特許願第500123号

2. 補正をする者

名称 ディレクトーハレール アクティーゼルスカブ

3. 代理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900氏名 弁理士(7751)石田 敬 

4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通


 方式審査
 渡辺

請求の範囲

1. 粉末または粒子状物質を使用者の鼻孔内の粘膜に投与するための装置であつて、前記装置が、前記使用者の鼻孔に挿入される第一端部の鼻ピースと反対側の第二端部との間で長手方向に延びる内部流路を形成する管状本体を備え、前記管状本体の第二端部が前記使用者の唇の間に挿入されるマウスピースを形成し、前記管状本体の長さ及び形状は、前記鼻ピースと前記マウスピースが使用者の鼻孔内と唇の間にそれぞれ同時に配置できるように設定され、前記使用者が前記流路の前記マウスピースの端部へ息を吹き込み、前記管状本体の前記流路内に配置された適用量の前記粉末または粒子状物質を分散状態で前記鼻孔へ移送させ得るようになっており、前記管状本体の流路の断面積は 7.5 mm^2 以下であり、前記管状本体は中間曲がり部分及び曲げ可能な部分の両方又は一方を含み、前記曲がり部分及び曲げ可能な部分の両方又は一方は、周囲に延び且つ長手軸方向断面で見たときに概略鋸歯形状の輪郭を有する隣接した波形部分を含み、前記装置が、前記管状本体の内部空洞内に少なくとも一つの断面制限部を形成するための撓曲可能な制限手段をさらに備え、前記制限手段が、前記流路内において前記適用量の粉末または粒子状物質の上流側に配置される、粉末または粒子状物質を使用者の鼻孔内の粘膜へ投与するための装置。
2. 前記曲がり部分は一つ又はそれ以上の回転部分または巻きを有する螺旋部分を含む、請求項1に記載の装置。
3. 前記曲がり部分は、別体のマウスピースと少なくとも一つの別体の鼻ピースを着脱可能に受容するためのソケットを形成する別体部分を含む、請求項1に記載の装置。
4. 前記曲がり部分は、適用量の前記物質を収容するカプセルの前記管状本体への挿入を可能にするように開くことが可能であり、前記管状本体へ挿入されるときに前記カプセルの壁を切断または穴開けするための手段が設けられている、請求項1から請求項3の何れか一項に記載の装置。
5. 前記流路内に配置された適用量の粉末または粒子状物質をさらに備える、請求項1から請求項4の何れか一項に記載の装置。
6. 前記管状本体の前記中間部分は曲げ可能であり、前記マウスピースと前記

鼻ピースが同じ長さに延びていて、前記装置の使用前には前記マウスピース及び前記鼻ピースの自由端部を近接して配置させる、請求項1から請求項5の何れか一項に記載の装置。

7. 前記流路の前記断面積は 70 mm^2 以下である、請求項1から請求項6の何れか一項に記載の装置。

8. 前記流路の前記断面積は $7\sim35\text{ mm}^2$ である、請求項7に記載の装置。

9. 前記管状本体内に乱流誘発手段をさらに備える、請求項1から請求項8の何れか一項に記載の装置。

10. 前記乱流誘発手段は前記管状本体内に配置された螺旋ねじ状部材を含む、請求項9に記載の装置。

11. 前記第一端部の前記マウスピースにまたはそれに隣接して形成された少なくとも一つの通気開口を前記管状本体壁にさらに備える、請求項1から請求項10の何れか一項に記載の装置。

12. 前記制限手段は、制限をする第一位置と、該制限手段によって規定される制限がかなり少ない第二位置との間で移動可能にするために塑性変形可能になっている、請求項1に記載の装置。

13. 前記制限手段は、制限をする前記第一位置で前記管状本体の前記内部空洞の断面の少なくとも一部分を覆うフラップを含む、請求項12に記載の装置。

14. 前記フラップは、該フラップの上流側に通気開口を形成するように、前記管状本体壁から切り抜かれ前記管状本体の前記内部空洞の中へ内側に曲げられる、請求項13に記載の装置。

15. 前記制限手段は、前記管状本体壁の内側へ圧縮可能または断面縮小可能な部分を含む、請求項1に記載の装置。

16. 前記制限手段は、前記管状本体の前記第一端部と第二端部との間に予め定められた値を越える差圧を生じさせるために、使用者が前記管状本体の前記第二端部へ息を吹き込むと、制限をする第一位置から制限が相対的に少ない第二位置へ移動するように構成されている、請求項12から請求項15の何れか一項に記載の装置。

17. 前記装置は、前記流路内に配置された適用量の粉末または粒子状作用物

質を備え、前記制限手段が、前記流路内において前記適用量の作用物質の上流側に配置され、閉鎖または制限をする第一位置と前記制限手段によって規定される制限が相対的に少ない第二位置との間で移動可能になっており、前記制限手段は、前記管状本体の前記マウスピース側の端部と前記鼻ピース側の端部との間に予め定められた値を越える差圧を生じさせるために、使用者が前記管状本体の前記マウスピース側の端部へ息を吹き込むと、制限をする第一位置から制限が相対的に少ない第二位置へ移動するように構成されている、請求項1に記載の装置。